



あまりにおそすぎる結論だった。「いままでのこんなものが出たところから、失われた生命は戻らない」「このそこなわれたからだをどうしてくれる」と遺族、被災者たちは口々に怒り、訴える。だが、この怒りの中にこそ、ノーモア・ミナマタへの念願が込められ、また企業責任と補償問題、不十分な国の救済措置への不満など、公害問題のすべてが指摘されている。これらの問題点について専門学者や関係者の意見を聞いてみた。

加藤一郎東大教授(民法)は公害に対する企業の責任には法的なものど社会的(道義的)なものど二つあるが、特に社会的責任を追究したいという。「企業は防衛意識が強く、調査に協力して原因を突き止める努力が欠けている。水俣病でも新潟水俣病でも企業は反論で調査結果をつぶそうという態度をとった。これは法的責任をのがれようとするものだ」と手きびしい。

戒能通孝氏(弁護士)も同様意見。「会社側が原因究明で妨害的役割りを果たした責任はきびしく追究してよい。原因調査のため路液を提供したり、生埋工程を明らかにしていれば、もっと早く結論が出せたはずだ」と企業の非協力ぶりを非難する。

新潟水俣病の原因究明で厚生省特別研究班の疫学班技を助めた松田心一女子栄養大教授(前公衆衛生院疫学部長)は「水俣病の場合世界最初の事例だったから

ら、原因究明に困難が伴ったが、公害としてはつきり企業責任が追及されたのは国民の自覚があったからだ」と述べ、企業もこれまで

疑わしきは押えよ 企業も脱皮の時期に

するか、という点だ。戒能氏は「水俣病では廢液を手入れは動物実験で必ず禁断する。これで明確に因果関係が立証されているではないか」と非常に明快だ。加藤教授も「汚染源は一つの工場で、その排出物が原因で病気になることが科学的に突き止められているのだから、因果関係はあると認めてよいのではないか」とみている。新潟水俣病では被災者が陋電を相手とつた民事訴訟を起してきているが、政府見解を受けて訴訟がどう展開するかがみものだ。

宮本憲一大阪市大助教授(経営社会学)は「科学的な判断は学界が行なうべきもので、政府は行政的な見解を出すべきだ。政府が学問的論争にかまけて結論を延ばしてきたことは、結果的には企業擁護になっている」と述べ、政府の公害空論を追及する。また、水俣市に在住し手ツソの中で嘔吐医としてひそかに原因究明に当たった細川一博士「現在豊後県在住」は「原因が科学的にはつきりするまで政府が明確な見解を示さず、公害防止の手を打たなかったら、患者はふえるばかりだ。まず疑わしいものを押えよべきだ。水俣病にはそれがなかった」と政府の企業擁護を批判している。

戒能氏は「精神、身体的に不具者が出ている以上、企業の過失とは別に、国が行政責任を負うべきだ」と言い、さらに「原子力産業では法律で事故の場合の補償が規定されているが、化学企業でも原子力産業と同じ危険性が予想されるので、事故の場合の保険的なのものが必要」と提言している。

松田教授は通産、厚生両省など公害関係機関がこれまでの指針上の不備を反省し、一致して公害を防ぐ行政指導と犠牲者の救済に取り組むべきだという。

一方、宮本助教授は「最近の企業の姿勢をみていくと、環境基準などで抵抗するなど陳腐態度だけをふりかざしている」と指摘。この点について熊本経済同友会代表幹事の岸塚泰蔵氏は「企業の責任が科学的に立証された場合、当然企業も補償を分担しなくてはならない。しかし、あくまでも分担であり、企業に全責任を負わせるのは酷だ」と言っている。理由として「国や県が当然補償を講じたければならない」として、公害が発生することもあるからだ。しかし、今後は基金や保険制度のようなものが生まれてくると思う」と言っている。こうしたことから宮本助教授は今後水俣病のように国が企業責任を明確にしたことへの反動で、企業が何か巻き返しをするのではないかと懸念している。

の生産重点主義を脱皮して科学的な公害対策を考慮しなければならぬ時期にきていると指摘する。法的な責任としては、公害発生と企業に因果関係が成立した場合、企業が損害賠償をする上で、行政上の基準(排出基準)を守ることなどがある。(加藤教授)